

議会基本条例特別委員会（第9回）要点録

- 1 日 時 平成23年4月12日(火)9:30～11:45
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、田口忠義、原田毅、森岡聰子
- 3 欠席委員 齋藤重雄、原田てつよ
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…保留していた「正副議長選挙」について各会派の協議結果を報告されたい。
D委員…流山市のように「透明性」を条例で定め、詳細は要綱で定めては。自治法に触れるため、条例化している市が少ないのではないかと。
E委員…議会の中で決めることであり、条例化はもう少し考えるべき。
F委員…「透明性」は重要。ただ法的に妥当か調べた上で条例化のこと。
I委員…会派では賛否あった。対市民の議会基本条例としては、3項の「透明性の確保」でよい。正副議長選挙については、どのような表現でもすぐには入れないでよい。
A委員…条例にあってもいいが、絶対ではない。全議員が合意すれば条例化する。
B委員…上位法令がしてない部分をするのが地方議会。議長がどのように決まるか市民に公表すべき。詳細は要綱に定めるのがよい。
C委員…あるべき。議長が何をやりたいか明確になる。プロセスは市民に公表すべき。
委員長…事務局で法的問題を調べ、条例化と要綱について次回協議する。
(了承)
C委員…事務局案では、所信表明が選挙当日だが、もっと早く行うべき。
B委員…所信表明から選挙までにもっと時間が要る。
委員長…実施要綱に、所信表明から臨時議会までの日数を定めた方がよいと思う。
D委員…流山市も詳細は条例にない。情報公開のためとして要綱に定めている。
I委員…条例では簡単に触れ、細かいことは要綱で検討するという意見と認識してよいのですね。
委員長…会津若松市は条例で「説明責任」のみを記し、詳細は要綱で定めている。
B委員…条例には別途定めるとし、詳細は要綱で定めるのがよい。
I委員…会派内では、「4項と5項が詳しすぎる。」「議長の補佐役である副議長が所信表明するのは問題」という意見があった。
委員長…4、5項は削除し、詳細は別途定める案で次回再度協議する。
(了承)
委員長…「市民参加の促進」について。前回、事務局案で確認済み。
(了承)
委員長…「情報公開の推進」について
D委員…2項について、媒体は変化するので「メディア」の表現がよい。
E委員…事務局案がよい。

C委員…事務局案がよい。

I委員…事務局案がよい。

F委員…「・・・及びCATV等」の「等」でぼやかしているので、事務局案でよい。

B委員…新しい媒体が出たときに条例を改正すればよいので、事務局案でよい。

委員長…事務局案とする。

(了承)

C委員…4項「賛否の公表」は賛否の確認が実務的に可能か。

事務局…可能。

A委員…「秘密会」については「会議規則」に記されているので兼ね合いはどうか。

委員長…「原則公開」は必要であれば「秘密会」を開くことができると理解している。

B委員…逐条解説で、個人情報により非公開とする場合がある旨を説明すればよい。

委員長…「議会広報の充実」について。

I委員…12条「情報公開の推進」と内容が重複する。削除または簡潔化しては。

C委員…削除。

D委員…削除。

E委員…削除。

A委員…削除し、12条に加味する。

B委員…削除し、12条に加味する。

F委員…削除し、12条に加味する。

委員長…13条「議会広報の充実」は削除し、12条へ加味する。

(了承)

委員長…「議会報告会」について。前回、「議会報告会が必要」ということでは全委員
一致している。「別に定める」詳細は、議会基本条例が固まったあとに協議する。

(了承)

委員長…「議会と市長等との関係の基本原則」について。

D委員…事務局案。

F委員…事務局案。

E委員…もう少し分かりやすくできないか。

I委員…2項の「おこなう」は漢字で。

A委員…「文書質問」は議長経由、「口頭による要請」は経由していない。「・・・求めるものとする。」とは何を意味するか不明。

B委員…3項で作成された「文書」は、だれ（議員または市民）に公開するのか不明。

委員長…「市民」ではなく、「議員」に対しての公開と理解する。

B委員…「文書」は議会内で見られるのか。

委員長…「議長を通してください」という意で、質問者へのみ回答すると考える。

B委員…「口頭」の場合、議長経由でないのはなぜ。

A委員…「文書」と「口頭」を分ける意味は何か。

B委員…事務局で、この条文がある市に調査されたい。

事務局…「口頭」での予算要望などを意味するのではないか。

I 委員…「文書」、「口頭」どの質問形態でも、文書を残すということではないか。

F 委員…「口頭」をとり、「市長等への要請」としてはどうか。

A 委員…議員活動として担当課へ質問する場合のことを指すのかははっきりしない。

F 委員…議員活動か、一般質問なのかははっきりしない。

委員長…事務局で精査のうえ、次回協議する。

「一問一答による質疑応答」について。

D 委員…事務局案。

F 委員…1 項の「一問一答方式で行うことができる」は「一問一答方式で行う」がよい。

委員長…代表質問など完全な一問一答でない会議もあるからではないか。

A 委員…いずれか判断しかねる。

B 委員…いずれか判断しかねる。

I 委員…いずれか判断しかねる。

C 委員…委員会など一問一答ではない全ての会議を含むので「できる」としたのでは。

F 委員…「原則として…行う」「一問一答方式を積極的に活用し」などの表現もある。

C 委員…「原則として…行う」がよい。

事務局…会議規則に一問一答の表記がないので、「原則として…」がよいのでは。

F 委員…「…できる」は表現として弱い、「原則として…行う。」がよい。

D 委員…傍聴者が分かりやすくすることが重要。「原則として…行う。」がよい。

委員長…「原則として一問一答方式で行う。」とする。

(了承)

委員長…2 項中「反問権」を認めること自体への意見は。

全委員…必要。

委員長…「反問権」を別条に分けるかどうかについて。

C 委員…事務局案がよい。(分けない)

B 委員…別条がよい。また、反問の時間は質問時間に入れないようにすべき。

A 委員…質問時間については、議運が判断すること。

F 委員…2 項中「市長及び…補助職員」は「市長等」に統一すべき。また「政策提
言…提出議案等」を削除し「議員の質問等に関し、」とすべき。

委員長…「反問権」を条例化し、2 項は「市長等」と「議員の質問等に関し、」に改め
る。また、反問時間を質問時間に入れよう議運へ伝える。

(了承)

I 委員…反問権を16 条に入れるなら、名称に「及び反問権」を追加しては。

B 委員…「反問権」で別条を設けることで、執行部に権限を与えたことを示したい。

委員長…再度、分ける意見が出た。

D 委員…別条とせずに、名称へ「反問権」を入れればよい。

F 委員…同じ。

I 委員…同じ。

A委員…同じ。

C委員…同じ。

委員長…事務局案のように「反問権」は16条に入れ、条文の名称を「一問一答による質疑応答および反問権」とする。

(了承)

F委員…3項は不要では。

全委員…不要。

委員長…3項は削除する。

(了承)

委員長…「政策等の監視及び評価」について。

D委員…「市民生活に重要な・・与える」の表現がひっかかる。全て重要では。

E委員…「重要な」は不要では。

D委員…栃木市のように「政策等」の表現がよいのでは。すべてが重要と思う。

事務局…1項(以下「重要な施策等」という。)は、後になれば削除する。

I委員…事務局案。

C委員…事務局案。

A委員…「重要な」はどこに線を引くかの違い。表現上はこのままでよいのでは。

B委員…次回まで考えたい。

F委員…政策を全部重要ととらえ「政策等」とするのがよい。(1)も「政策等を必要とする背景」とする。また(2)として「提案に至るまでの経緯」を追加すべき。

さらに(5)は「政策等の実施に関わる財源措置」がよい。

D委員…17条2項は18条と重複するので削除。

A委員…削除。

I委員…削除。

委員長…18条(予算及び決算に関する説明資料の提出)を削除。

(了承)

委員長…「議会が求める報告及び資料の要求」について。

全委員…事務局案。

委員長…「議決事件の追加」について。別に定める必要があるか事務局で精査し、次回協議する。

その他。浅口市は「政治倫理条例」を小委員会で同時に議論しているが、笠岡は議会基本条例が固まったのち「政治倫理条例」に取り組みたい。

(了承)